

定期旅客運賃表

2019年10月1日改正

定期券のご案内

定期旅客運賃表

基準運賃額	通勤定期券			通学定期券		
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
180	6,300	17,960	34,020	5,400	15,390	29,160
190	6,650	18,960	35,910	5,700	16,250	30,780
200	7,000	19,950	37,800	6,000	17,100	32,400
210	7,350	20,950	39,690	6,300	17,960	34,020
220	7,700	21,950	41,580	6,600	18,810	35,640
230	8,050	22,950	43,470	6,900	19,670	37,260
240	8,400	23,940	45,360	7,200	20,520	38,880
250	8,750	24,940	47,250	7,500	21,380	40,500
260	9,100	25,940	49,140	7,800	22,230	42,120
280	9,800	27,930	52,920	8,400	23,940	45,360
290	10,150	28,930	54,810	8,700	24,800	46,980
300	10,500	29,930	56,700	9,000	25,650	48,600
310	10,850	30,930	58,590	9,300	26,510	50,220
320	11,200	31,920	60,480	9,600	27,360	51,840
330	11,550	32,920	62,370	9,900	28,220	53,460
340	11,900	33,920	64,260	10,200	29,070	55,080
350	12,250	34,920	66,150	10,500	29,930	56,700
360	12,600	35,910	68,040	10,800	30,780	58,320
380	13,300	37,910	71,820	11,400	32,490	61,560
390	13,650	38,910	73,710	11,700	33,350	63,180
400	14,000	39,900	75,600	12,000	34,200	64,800
430	15,050	42,900	81,270	12,900	36,770	69,660
440	15,400	43,890	83,160	13,200	37,620	71,280
450	15,750	44,890	85,050	13,500	38,480	72,900
470	16,450	46,890	88,830	14,100	40,190	76,140

特殊回数券のご案内

特殊回数券

	券 種	枚 数	運 賃
乗降区間不指定	100円券	30枚	3,000円
	50円券	10枚	
	10円券	20枚	

合計金額 3,700円分を3,000円で販売いたしております。

金券が不足の場合は、不足分を現金でお支払いいただけます。

特殊回数券を1枚でも使用いたしますと払戻しは出来ませんのでご注意ください。

滋賀バス(株) 草津伊勢落線及び湖南野洲線で利用できる回数券です。

定期券・特殊回数券の発売場所

定期券

滋賀バス(株)甲西営業所 住 所 滋賀県湖南市夏見1165番地
営業時間 8:30~17:30まで
定休日 1月1日

野洲駅前案内所 住 所 滋賀県野洲市小篠原2213
営業時間 8:45~17:45まで
定休日 日曜・月曜

特殊回数券

滋賀バス(株)甲西営業所 住 所 滋賀県湖南市夏見1165番地
営業時間 8:30~17:30まで
定休日 1月1日

野洲駅前案内所 住 所 滋賀県野洲市小篠原2213
営業時間 8:45~17:45まで
定休日 日曜・月曜

湖南野洲線・草津伊勢落線のバス車内でも発売いたしております。

大人運賃と小児運賃

- 大人運賃・・・片道普通運賃（各路線運賃表・バス車内運賃表示に記載の金額）
- 小児運賃・・・大人運賃の半額（10円未満の端数は切り上げ）

	対 象	適用運賃
大人	中学生以上のお客様	大人運賃
小児	小学生以上中学生未満のお客様	小児運賃
幼児	1歳以上小学生未満のお客様	小児運賃 ※大人1名につき幼児1名までは無賃となりますが、2人目からは小児運賃を頂きます。
乳児	1歳未満のお客様	無賃

障がい者の方への割引について

●割引対象となるお客様

①	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方が、その身体障害者手帳をご呈示された場合
②	児童福祉法第12条の4及び第41条～第44条の規定する諸施設により養護等を受けている方が、その保護施設の長の発行する所定の運賃割引証をご呈示された場合
③	療育手帳制度要綱の規定により、知的障害者の療育手帳の交付を受けている方が、その療育手帳をご呈示された場合
④	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、その精神障害者保健福祉手帳をご呈示された場合

※ 当社において、介護または付添の必要を認めた場合に限り、同伴する介護人、付添人についても、割引運賃を適用します。

●割引内容

運賃の種類	割引率	10円未満の端数
普通旅客運賃	5割引	10円単位に切り上げ
定期旅客運賃	3割引	10円単位に四捨五入 (小児通学定期運賃は大人通学定期の半額)

払い戻し

定期券	$\text{払い戻し額} = \text{定期券面額} - \left[(\text{片道料金} \times 2 \times \text{使用日数}) + 520\text{円 (手数料)} \right]$ <p>※ 使用日数は払い戻し日を含む</p>
セット回数券	$\text{払い戻し額} 2,790\text{円} = \text{券面金額} 3,000\text{円} - 210\text{円 (手数料)}$ <p>※ 表紙が残っており未使用のものに限る</p>
回数券 (11枚綴り)	$\text{払い戻し額} = \text{回数券面額} - \left[(\text{一券片料金} \times \text{使用枚数}) + 210\text{円 (手数料)} \right]$ <p>※ 表紙が残っているものに限る</p>

※ 運賃改定等により算定方法、金額は変更する場合があります。